

○千葉県土気あすみが丘プラザ管理規則

平成17年10月11日

規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉県土気あすみが丘プラザ設置管理条例（平成5年千葉県条例第6号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、千葉県土気あすみが丘プラザ（以下「プラザ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 条例第6条第1項の規定によりプラザの施設（ロビー、静養室、展示室及び幼児室を除く。以下同じ。）の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千葉県土気あすみが丘プラザ施設使用許可申請書（様式第1号）を条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の属する月の2月前の月の11日（その日が休館日に当たるときは、同日後の最初の休館日でない日）から使用しようとする日の3日前までの間受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可等)

第3条 指定管理者は、前条第1項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは千葉県土気あすみが丘プラザ施設使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を、許可しないときは千葉県土気あすみが丘プラザ施設使用不許可通知書（様式第3号）を、申請者に交付するものとする。

2 前条第1項及び前項の規定にかかわらず、プラザの体育館を個人使用しようとする者は、千葉県土気あすみが丘プラザ体育館個人使用券（様式第12号）を購入することにより、使用許可を受けるものとする。この場合において、所定の使用時間を超過して体育館を個人使用しようとする者は、当該超過時間分の千葉県土気あす

みが丘プラザ体育館個人使用超過券（様式第13号）を購入するものとする。

（使用の取消し）

第4条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）がその使用を取り消すときは、あらかじめ、千葉市土気あすみが丘プラザ施設使用取消届（様式第4号）に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用の許可に係る事項の変更）

第5条 使用者は、条例第6条第1項後段の規定により許可に係る事項を変更しようとするときは、千葉市土気あすみが丘プラザ施設使用許可事項変更許可申請書（様式第5号）に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは千葉市土気あすみが丘プラザ施設使用許可事項変更許可書（様式第6号）を、許可しないときは千葉市土気あすみが丘プラザ施設使用許可事項変更不許可通知書（様式第7号）を、使用者に交付するものとする。

（使用許可の取消し）

第6条 指定管理者は、条例第8条の規定により使用許可を取り消したときは、千葉市土気あすみが丘プラザ施設使用許可取消通知書（様式第8号）を当該取消しに係る使用者に交付するものとする。

（情報通信の技術を利用する方法による手続）

第7条 第2条第1項に規定する申請は、千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成20年千葉市条例第4号）第3条第1項から第3項までの規定により、同条例第3条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（超過して使用する場合の利用料金等）

第8条 条例別表第2第2項第2号の表備考第2項に規定する使用時間内において使用許可を受けた時間（以下「使用許可時間」という。）を超過し、又は繰り上げて使用する場合における規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）午前9時から午後1時までの使用者が使用許可時間を超過して使用した場合

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 超過して使用する時間が午後5時までの場合 超過して使用する時間1時間までごとに、午後1時から午後5時までの時間に係る条例別表第2第2項第2号の表に規定する額（以下この条において「利用料金額」という。）の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

イ ア以外の場合 次に掲げる額の合計額

(ア) 午後1時から午後5時までの時間に係る利用料金額に100分の120を乗じて得た額

(イ) 午後5時を超えて使用する時間1時間までごとに、午後5時から午後9時までの時間に係る利用料金額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

(2) 午後1時から午後5時までの使用者が使用許可時間を繰り上げて使用した場合 繰り上げて使用する時間1時間までごとに、午前9時から午後1時までの時間に係る利用料金額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

(3) 午後1時から午後5時までの使用者が使用許可時間を超過して使用した場合 超過して使用する時間1時間までごとに、午後5時から午後9時までの時間に係る利用料金額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

(4) 午後5時から午後9時までの使用者が使用許可時間を繰り上げて使用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 午後1時前から繰り上げて使用する場合 次に掲げる額の合計額

(ア) 午後1時前の繰り上げて使用する時間1時間までごとに、午前9時から午後1時までの時間に係る利用料金額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

(イ) 午後1時から午後5時までの時間に係る利用料金額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

イ ア以外の場合 繰り上げて使用する時間1時間までごとに、午後1時から午後5時までの時間に係る利用料金額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

2 条例別表第2第2項第2号の表備考第2項に規定する使用時間以外の時間に使用する場合における規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 午前5時から午前9時までの間に使用する場合 使用する時間1時間までごとに、午前9時から午後1時までの時間に係る利用料金額の4分の1に相当する額に100分の200を乗じて得た額

(2) 午後9時から翌日の午前5時までの間に使用する場合 使用する時間1時間までごとに、午後5時から午後9時までの時間に係る利用料金額の4分の1に相当する額に100分の200を乗じて得た額

(平成22規則60・一部改正、平成25規則55・旧第7条繰下)

(利用料金の減免)

第9条 条例第13条に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 次に掲げる手帳の交付を受けている者が当該手帳を提示して使用する場合

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

ウ 市長が発行する療育手帳

(2) 前号に規定する手帳の交付を受けている者が主体となって組織する団体が使用する場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、特に必要がある場合として市長が定める場合

(利用料金の返還)

第10条 条例第14条ただし書に規定する規則で定める場合及びその場合に係る還付の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となった場合 全額

(2) 使用期日の7日前までに使用の取消しを届け出た場合 8割

(備品の貸与)

第11条 プラザを使用する者は、プラザの管理上支障がない限り、備品を借り受けることができる。

2 借り受けた備品の返還に際しては、係員の点検を受けなければならない。

(公告)

第12条 市長は、条例第15条第1項の規定により公募しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) プラザの名称及び所在地

(2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(3) 指定管理者にプラザの管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）

(4) 条例第15条第3項の規定による申請（以下「指定申請」という。）に必要な書類の内容

(5) 指定申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）及び次条第1項に規定する申請書の提出先

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定申請)

第13条 指定申請は、申請期間内に千葉市土気あすみが丘プラザ指定管理者指定申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出することにより行われなければならない。

(1) 指定期間に属する各年度におけるプラザの管理に関する事業計画書及び収支予算書

(2) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表及び損益計算書、収支計算書又はこれらに類する書類（以下この号において「損益計算書等」という。）。ただし、成立の日の属する年度以後3事業年度を経過していない法人その他の団体（以下「法人等」という。）にあっては、その成立後全ての貸借対照表及び損益計算書等並びに成立の日における貸借対照表又は財産目録

(3) 定款、規約その他これらに類する書類及び成立に登記を要する法人等にあっては、当該法人等の登記事項証明書

(4) 役員（代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の

名簿

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項第1号に掲げる書類及び同項第5号に掲げる書類のうち市長が指定したものについて、申請期間内に提出することを要しないこととすることができる。この場合において、同項の規定により指定申請をした者は、市長が定める期日までに、これらの書類を市長に提出しなければならない。

(指定)

第14条 市長は、条例第15条第4項の規定により指定したときは、千葉市土気あすみが丘プラザ指定管理者指定書（様式第10号）を指定した法人等に交付するものとする。

2 市長は、条例第15条第4項に規定する法人等でないと認めて、指定管理者として指定しないときは、千葉市土気あすみが丘プラザ指定管理者不指定通知書（様式第11号）を当該法人等に交付するものとする。

(告示)

第15条 条例第15条第5項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

(1) プラザの名称

(2) 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

(3) 指定管理者を指定した場合にあっては、指定期間

(4) 指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部を停止した場合にあっては、その理由

(5) 管理の業務の一部を停止した場合にあっては、当該停止した業務の範囲

(協定の締結)

第16条 指定管理者は、市長とプラザの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) プラザの管理に関する事業計画に関する事項

(2) プラザの施設の使用の許可に関する事項

(3) 利用料金に関する事項

- (4) プラザの管理に要する費用に関する事項
- (5) プラザの管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) プラザの管理に関して保有する情報の公開に関する事項
- (7) 事業報告書（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書をいう。以下同じ。）その他プラザの管理に関する業務の報告に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（事業報告書の提出）

第17条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、事業報告書にプラザの管理に関する収支決算書を添付して、市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第18条 プラザを使用する者は、係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された目的以外の目的に施設を使用しないこと。
- (2) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (3) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人の迷惑になる行為をしないこと。
- (4) 指定された場所以外で火気を使用し、又は喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、プラザの管理上支障のある行為をしないこと。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10条から第14条まで及び様式第9号から様式第11号までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までの使用に係る使用料の減額又は免除については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

改正 平成 23 年 1 月 21 日規則第 3 号

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項及び様式第 1 号から様式第 8 号までの改正規定並びに次項から附則第 4 項までの規定は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日から平成 23 年 3 月 31 日までの間におけるこの規則の施行の日以後の千葉県土気あすみが丘プラザ設置管理条例の一部を改正する条例（平成 22 年千葉県条例第 75 号）による改正後の千葉県土気あすみが丘プラザ設置管理条例（平成 5 年千葉県条例第 6 号）別表第 2 に掲げる施設のうち、この規則による改正後の千葉県土気あすみが丘プラザ管理規則（以下「改正後の規則」という。）第 2 条第 1 項に規定するプラザの施設の使用（第 3 条第 2 項に規定する体育館の個人使用を除く。以下同じ。）に係る許可の申請、取消しの届出及び許可事項の変更の許可の申請は、同日前においても行うことができる。
- 3 前項の規定の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日から平成 23 年 3 月 31 日までの間、必要な箇所を修正して使用することができる。
- 4 附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日から平成 23 年 3 月 31 日までの間におけるプラザの施設の使用に係る申請の受付並びに使用許可申請書、使用許可書、使用不許可通知書、使用取消届、使用許可事項変更許可申請書、使用許可事項変更許可書、使用許可事項変更不許可通知書及び使用許可取消通知書の様式については、改正後の規則第 2 条第 2 項及び様式第 1 号から様式第 8 号まで並びに前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 2 条第 2 項及び第 7 条の規定は、使用しようとする日

が平成26年1月4日以後である使用に係る許可の申請について適用し、使用しようとする日が平成25年12月28日以前である使用に係る許可の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月27日規則第11号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号

千葉市土気あすみが丘プラザ施設使用許可申請書

年 月 日

(あて先)指定管理者

申請者 住所
団体名
氏名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス
_____@_____

次のとおり千葉市土気あすみが丘プラザの施設の使用を申請します。

使用日時	年 月 日()			
	諸室	・午前9時から午前11時まで ・午後1時から午後3時まで ・午後5時から午後7時まで	・午前11時から午後1時まで ・午後3時から午後5時まで ・午後7時から午後9時まで	
	体育館(専用)	・午前9時から午後1時まで ・午後1時から午後5時まで ・午後5時から午後9時まで		
施設名				
使用人員	小学生以下	中・高校生	一般	合計
	人	人	人	人
使用目的				
利用料金	円			
使用備品				

暴力団の利益となる使用を制限するため、使用の許可等の決定に当たり、暴力団員による使用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。

許可をした後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、許可を取り消します。

様式第2号

千葉県土気あすみが丘プラザ施設使用許可書

第 号
年 月 日

様

指定管理者



次のとおり千葉県土気あすみが丘プラザの施設の使用を許可します。

使用日時	年 月 日()			
	諸室	・午前9時から午前11時まで ・午前11時から午後1時まで ・午後1時から午後3時まで ・午後3時から午後5時まで ・午後5時から午後7時まで ・午後7時から午後9時まで		
	体育館(専用)	・午前9時から午後1時まで ・午後1時から午後5時まで ・午後5時から午後9時まで		
施設名				
使用人員	小学生以下	中・高校生	一般	合計
	人	人	人	人
使用目的				
利用料金	円			
使用備品				
備考				

様式第3号

千葉県土気あすみが丘プラザ施設使用不許可通知書

第 号
年 月 日

様

指定管理者



年 月 日付けで申請のあった千葉県土気あすみが丘プラザの施設の使用については、次の理由により、許可しないので通知します。

1 申請の内容

使用日時	年 月 日()			
	諸室	・午前9時から午前11時まで ・午前11時から午後1時まで ・午後1時から午後3時まで ・午後3時から午後5時まで ・午後5時から午後7時まで ・午後7時から午後9時まで		
	体育館(専用)	・午前9時から午後1時まで ・午後1時から午後5時まで ・午後5時から午後9時まで		
施設名				
使用人員	小学生以下	中・高校生	一般	合計
	人	人	人	人
使用目的				
使用備品				

2 許可しない理由

不服申立て等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第4号

千葉市土気あすみが丘プラザ施設使用取消届

年 月 日

(あて先)指定管理者

申請者 住所
団体名
氏名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス
_____@_____

次のとおり千葉市土気あすみが丘プラザの施設の使用を取り消します。

使用を取り消す施設	
使用日時	年 月 日() 時から 時まで
許可の年月日及び許可番号	
使用を取り消す理由	
添付書類	使用許可書

様式第5号

千葉県土気あすみが丘プラザ施設使用許可事項変更許可申請書

年 月 日

(あて先)指定管理者

申請者 住所
団体名
氏名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス
_____@_____

千葉県土気あすみが丘プラザの施設の使用について、許可を受けた事項を次のとおり変更したいので申請します。

許可を受けた事項	使用日時	年 月 日() 時から 時まで			
	使用施設				
	使用人員	小学生以下	中・高校生	一般	合計
		人	人	人	人
	使用目的				
使用備品					
許可の年月日及び許可番号					
変更事項及び変更後の内容					
添付書類	使用許可書				

様式第6号

千葉県土気あすみが丘プラザ施設使用許可事項変更許可書

第 号
年 月 日

様

指定管理者



千葉県土気あすみが丘プラザの施設の使用に関する許可事項の変更について、次のとおり許可します。

許可を受けた事項	使用日時	年 月 日() 時から 時まで			
	使用施設				
	使用人員	小学生以下	中・高校生	一般	合計
		人	人	人	人
	使用目的				
使用備品					
許可の年月日及び許可番号					
変更事項及び変更後の内容					

様式第7号

千葉県土気あすみが丘プラザ施設使用許可事項変更不許可通知書

第 号
年 月 日

様

指定管理者



年 月 日付けで申請のあった千葉県土気あすみが丘プラザの施設の使用に関する許可事項の変更については、次の理由により、許可しないので通知します。

1 申請の内容

許可を受けた事項	使用日時	年 月 日() 時から 時まで			
	使用施設				
	使用人員	小学生以下	中・高校生	一般	合計
		人	人	人	人
	使用目的				
	使用備品				
許可の年月日及び許可番号					
変更事項及び変更後の内容					

2 許可しない理由

不服申立て等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第8号

千葉県土気あすみが丘プラザ施設使用許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

指定管理者



次のとおり千葉県土気あすみが丘プラザの施設の使用許可を取り消しましたので、通知します。

取り消した使用許可の内容	使用日時	年 月 日() 時から 時まで			
	使用施設				
	使用人員	小学生以下	中・高校生	一般	合計
		人	人	人	人
	使用目的				
	使用備品				
	許可の年月日及び許可番号				
使用許可を取り消した理由					

不服申立て等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第9号

千葉県土気あすみが丘プラザ指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者 所在地

名称

代表者の氏名

㊦

担当者の氏名

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

_____ @ _____

千葉県土気あすみが丘プラザの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

様式第10号

千葉市指令 第 号

千葉市土気あすみが丘プラザ指定管理者指定書

様

千葉市土気あすみが丘プラザの指定管理者として指定します。

年 月 日

千葉市長

印

1 指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 指定の条件

様式第11号

千葉市指令 第 号

千葉市土気あすみが丘プラザ指定管理者不指定通知書

様

年 月 日付で申請のあった千葉市土気あすみが丘プラザの指定管理者の指定については、次の理由により指定しないので通知します。

年 月 日

千葉市長 印

理由

不服申立て等について

- 1 この処分についての異議申立ては、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第12号

No.		No.	
	千葉県土気あすみが丘プラザ 体育館個人使用券控		千葉県土気あすみが丘プラザ 体育館個人使用券
一般 中・高校生 小学生以下 2時間 円 指定管理者		2時間 円 (1人1回当日限り) 指定管理者	

様式第13号

No.		No.	
	千葉県土気あすみが丘プラザ 体育館個人使用超過券控		千葉県土気あすみが丘プラザ 体育館個人使用超過券
一般 中・高校生 小学生以下 1時間 円 指定管理者		1時間 円 (1人1回当日限り) 指定管理者	

